

『愚管抄』の副助詞ダニとサヘ

—中世史論書における〈相対的軽少性〉〈周縁波及性〉の意義の一確認—

田 中 敏 生

概要

【論文概要】『愚管抄』から副助詞ダニとサヘとの用例を取り上げて、これらの語の基本的意義を〈相対的軽少性〉および〈周縁退縮性〉に求めるという観点から、そのふるまい方の記述を試みる。その際、ダニについては構文環境を、①願望表現、②仮定条件句、③否定表現、④類推表現の四つに分かちつつ検討を進める。それによつて、これら二つの語が、概ね前代以来の基本的意義を保つてゐるありさまで確認される。

【キーワード】副助詞 ダニ サヘ 相対的軽少性 周縁波及性 加納協三郎

はじめに

本稿は、中世の史論書『愚管抄』から副助詞ダニとサヘとの用例を取り上げて、これらの語の基本的意義を〈相対的軽少性〉および〈周縁波及性〉に求めるという観点から、そのふるまい方の記述を試みるものである。

既に指摘されているように、上代以来、ダニは願望表現で盛んに用いられていていたが（文献②・一五五頁）、鎌倉時代に願望表現での用法が衰えるといった変容を蒙りはじめ、その他の用法も、遅くとも近世初頭には、これまでの変容を遂げたサヘによつて取つて代わられる（文献③②④）。これを意義の方面から考へるならば、ダニの有する〈相対的軽少性〉の意義が、〈周縁波及性〉から〈周縁退縮性〉の意義へと変化したサヘによつて、近似的に置き換わつたものと捉えることができよう（文献②）。このような遷り変わりについて、その実態をより詳しく知るためにには、中世におけるこれら二語のふるまい方を、各種の文献に徴して丹念に検討することが必

要であろう。

こうした考え方から、これまで、説話集や軍記物語に材を取りつつ調査を行なつてきたが（文献⑤・⑨）、ここでは、慈円の史論書である『愚管抄』について、同様の観察を試みたい。すなわち、ダニにおいては、前代以来の四つの用法がどの程度まで用いられているのか、またそのことを通じて〈相対的軽少性〉の意義がどの程度まで保たれているかについて検討を施す。またサヘについても、〈周縁波及性〉の意義がどの程度に認められるのかについて吟味する。『愚管抄』のダニやサヘについては、夙く加納協三郎氏に論が見える（文献②）。そこで論点は、ダニにおける《未確定事実叙述語連続》（一六五頁）が少なくなつたこと、その少ない例も仮定条件句でのそれに限られ、願望表現での用法が衰えたこと、等に重きが置かれている（スラは『愚管抄』には見えない）。したがつて、研究史的には、そういつた議論の検証といつたことも要請されるであろう。こうした作業を通して、これら二つの助詞の使われ方を、承久の乱（承久三年）

(一一二一年)直前に擲筆を見たであろうとされる(文献⑤・二六七・八頁)この文献での限りに明らかにしておこうというのが、本稿のねらいである。

以下本稿では、右のような考え方のもとに、次のような順序で用例の検討を進める(注①)。それによつて得られる知見を予め結論的に述べるならば、この文献におけるこれら二つの語は、概ね、前代以来の基本的意義を保つていると認められてよいであろう。

〔甲〕ダニ

〔二八例〕

- 1..願望表現 一例
- 2..仮定条件句 六例
- 3..否定述語 一三例
- 4..類推 八例

〔乙〕サヘ

〔五例〕

一 願望表現・仮定条件句(ダニの様相・其一)

第一に、願望表現で用いられるダニとしては、次の二例が挙げられる。

一般に願望表現で用いられる場合、ダニは、その接する語句が、想定されるより大きな要因に較べて相対的に小さな要因をしか備えないことを示す。それによって表現全体としては、「せめてもの願い」とも言うべきあたりようが表わされる。所謂『最低限願望』(文献④)の用法である。〈相対的軽少性〉の意義がそのように提供されるのだと言えよう。こうしたあたりは、次の例においても見て取ることができる。

①(二六一)《史・一六一》《サテ松殿世ヲオコナハルベキニテ有リキ。サシモ平家ニウシナハレ給テシカバ、コノ時ダニモナド云心ニコソ。》

(卷五)

①は、木曾義仲が京都に入った時に、松殿(藤原基房)・関白忠通の次男。

兄は近衛基実(?)が一時政治の実権を握つたことを述べている。清盛の時代に摂政関白の地位を失つたので(二四八頁)、せめてこの時だけでも権勢をふるいたいという気持があつたのだろう——そんな事情を推測している。述部は省略されているが、省略部分をそのように補うならば、願望表現と共にあって「せめてもの願い」を表わす用法になると言えよう(注②)。

冒頭でも触れたように、文献②での加納氏の調査では、所謂『未確定事実叙述語連續』(一六五頁)の用例が鎌倉期に極めて少なくなること、またその少ない例も仮定条件句でのそれに限られること、といった点の闡明に重きが置かれていた。そうしたありようをよく示す資料として特に氏が用例を掲げているのは、著聞集・沙石集・愚管抄の三つであるが、少なくとも『愚管抄』において願望表現でのダニが存在すること自体は、認められてよいのではないかと思われる。

上代以来の、願望表現でのダニの使用率を、これまでに調べ得た限りでまとめると、以下のようになる。

まず、万葉集から後拾遺集へという流れについて見ると、【表I】のようにになる(詳しくは文献⑥・⑩)。この用法は、古今以降では若干減りはするものの、なお二割から三割近くの勢力を保つていて。

【表I】

割合	願望 総数	万葉					
		三五	一二	一二	一二	一七	後 拾
三八・五	九一	三八	一二	一二	一二	一七	
二八・九	一八・六	五九	五一	五一	五一	一七	
		一八・六	二一・二	二一・二	二一・二	六六	
			二五・八	二五・八	二五・八	二五・八	

〔注記〕万葉集では解釈によつて願望用法での数値が更に増える(文献⑥、第四節)。

次に、中古の四つの散文作品でのありようをまとめて、【表II】のようになる(括弧内は、願望表現に含まれる和歌の用例数)。詳しくは文献⑪

（14）。見られるように、散文作品の場合には、枕草子あたりから、既に少くなりつつある様子が窺われよう。

【表Ⅱ】

	蜻 蛉	枕	大 鏡	今 鏡
願望	二〇 (四)	四 (二)	三 (二)	二 (二)
総数	六四	七三	四六	二六
割合	三一・三 五・五	五・五 六・五	七・七	

そして、中世の散文作品へと降ると、【表Ⅲ】のようになる（括弧内は和歌の用例数。詳しくは文献⑯～⑲）。

【表Ⅲ】

願望	愚管抄	宇治拾遺	十訓抄	著聞集	沙石集	保元
総数	二八	五九	三三一	二五	二一	一四
割合	三・六	八・五	九・四	四	九・五	〇
願望	一 (一)	五 (一)	三 (二)	一 (一)	二 (二)	/

夙く加納氏も指摘しているとおり、宇治拾遺ではこの種の用法が若干活発を見せるが、爾余の文献においては、中古散文の場合と同様、少ないあまりようが認められる。しかしながら、今昔物語集のダニについて暫定的に調べたところでは、願望表現での用法は、全百二十七例中十六例でありにして十二・六%と、やや活勢が認められるので、これを中古散文での「少なさ」と直線的に結ぶことには、なお慎重を要するかと思われる。ともあれ、鎌倉期の文献において、願望表現での用法は、滅び切つたとまでは言えないにしても（注⑳）、極めて少ないと自体は、十分に認められてよいであろう。

第二に、仮定条件句で用いられたダニとしては、次の六例を挙げることができます。一般に仮定条件句でダニが用いられるに、この語は、後件成立に必要な要件を最低限ぎりぎりのラインにまで引き下げるのにはたらく。それによって、ごく僅かな要件が満たされたならば、それだけでも十分に後件が成り立つといった意味が表わされることになる。そうした意味で、これを「最低十分条件」と呼ぶことも許されよう。（相対的軽少性）の意義が、そのようにはたらくわけである。そしてそれは、次のような例にあっても、変わることなく認められよう。

①（一五八）《史・八五》《コノ日本国觀音ノ利生方便ハ、聖德太子ヨリハジメテ、大織冠・菅丞相・慈惠大僧正〔良源〕カクノミ侍ル〔良源〕觀音様の化身である》事ヲカク思シル人ナシ。アハレ／＼王臣ミナカヤウノ事ヲカク信ジテ、聊モユガマズ、正道ノ御案ダニモアラバ、劫初劫末ノ時運ハ不及力、中間ノ不運不慮ノ災難ハ侍ラジモノヲ。》（卷三）〔文献②・一六五頁にも引く〕

②③（二九〇）《史・一八三》《其〔忠実〕の靈ノ後世菩提マメヤカニタスケトブラフ心シタル人②ダニアラバ、今ハカウホドノ事ハヨモアラジカシ。アハレコトノ道理マコトシク思ヒタル臣下③ダニモ二三人世ノ中ニアラバ、スコシハタノモシカリナンモノヲ。》（卷六）

④（三四七）《史・一二六》《君ハ臣ヲタテ、臣ハ君ヲタツルコトハリノヒシトアルゾカシ。コノコトハリヲコノ日本国ヲ昔ヨリ定メタルヤウト、又コノ道理ニヨリテ先例ノサハ／＼トミユルト、コレヲ一々ニオボシメシアハセテ、道理ヲダニモコヽロヘトサセ給ヒナバメデタカルベキ也。》（卷七）

⑤（三五七）《史・二三四》《不中用ノ物ヲマコトシクステハテ、目ヲダニミセラレズハ、メデタ／＼トシテナラシズル也。》（卷七）

⑥（三五八）《史・二三五》《コレエリテマイラスル人四五人ハ一定アリヌベシ。ソノ四五人ヨリアイテ、エリトリテマイラセタランヲ、君ダ

ニモツヨ／＼トハタラカサデ、ヒシトモチヰサセ給ハゞ、ヤス／＼トコノ世ハナヲランズルナリ。』（卷七）

①は、日本国が觀音様の利生方便に守られていることを固く信じて（注④）、正しい政治の道を歩むべきことを述べている。世の中がうまく治まるためには、正道をまつすぐに進むという、ただそれだけの要件が満たされれば十分だということであつて、そうした意味で、ダニは、最低十分条件とも言うべき意味を形作るのに与つてゐる。〈相対的軽少性〉の意義が、そのように發揮されるのだとと言えよう。

②は、摂政良経の急死は忠実の惡靈が忠通系統の人に対する崇つたのではないかといった考え方に対する、自身の意見を述べている。このような不祥事がおこらずに済むためには、忠実の靈を慰めるということさえ成り立てば十分だといった意味を表わすのに、ダニが用いられている。この点に、〈相対的軽少性〉の意義の發揮されるありさまが觀察されるであろう。

③も同様である。そのような道理を本氣で心に止める臣下がありさえすれば、もう少し頼みがいのある世の中になるのではないかと述べている。ここでもダニは、右と同じようなはたらき方をしていると認められよう。

④は、摂閥家と天皇家とが協力し合うことの大切さを説いている。両者の不協和から世の中が衰えて行くのであって、両家は一致協力すべしとの規則に従いさえすれば、国はよく治まるはずだというのである。ダニは、國家の安寧にとつて必要な要件を、両家の和合という僅かな一点へと引き下げるのにはたらく。それによつて、表現全体としては、最低十分条件とも呼ぶべきありようが形成される。〈相対的軽少性〉の意義がそのようにはたらくのだと言えよう。

⑤は、巻七末尾の問答の部分である。世の中を善くするには官人を減らすのが良いむね述べている。役に立たない人を本氣で捨てて温情の気持ちを目に表わしさえしなければ、世の中は立派に善くなるというのである。ダニは、世の中が善くなるためには、人員削減の断行ということさえ整え

ば十分だといった意味を表わすのに与る。〈相対的軽少性〉の意義において、それがなされるわけである。

⑥も巻七末尾の問答の部分である。人員削減の選考に当たる人はどうするのかという質問に答えてゐる。そういう人も四五人は必ずいるから、その人たちに選ばせた者を帝がしっかりと用いれば、この世は安らかになるとの趣意である。ここでもダニは、これまでと同様のはたらき方をしてゐる。世の中が善くなるための要件を、選ばれた人たちを帝がしっかりと用いるという一点に絞り込むことで、最低十分条件の構成に与るわけである。

『愚管抄』における仮定条件句でのダニの使用状況は、以上のようなものである。それは、否定述語と共に用いられるものが十三例を数えるのに較べれば、その半数にも満たないという意味で、「少ない」という評価を下すことができるであろう。しかしながら、仮定条件句での用法は、上代・中古においても、さほど多いものではなかつた。

願望用法の場合に倣つて、上代以来の仮定条件句でのダニの使用率を、これまでに調べ得た限りでまとめると、次のようになる。

まず、万葉集から後拾遺集までのありようは、【表IV】のようになる（詳しくは文献⑥～⑩）。頻度の高い万葉集や後拾遺集では一割を越えるが、他は数パーセントに留まる。

【表IV】

割合	仮定 総数	万葉			
		古	今	後撰	拾遺
一一・一	九一	一一	一	三	後拾
一一・一	二二・一	二・八	三八	五九	五二
一一・一	五・一	五	五	六六	九
一一・一	五・八	五	五	六六	九
一一・一	一三・六	一三	六	六六	九

次に、中古の散文については、【表V】のようになる（括弧内は和歌の用例数。詳しくは文献⑪～⑭）。蜻蛉・枕では一割を越えるが、大鏡・今

鏡では和歌を除くと寥々たるありさまとなろう。

【表V】

仮定	蜻	蛉	枕	大鏡	今鏡
(二)	七	一	一一	三	一
(二)	六四	七三	(二)	(二)	(二)
総数	一〇・九	一五・一	四六	二六	三・八
割合	六・九	六・五	六・五	三・八	三・八

これに対して、中世の散文作品では、【表VI】のようになる（括弧内は和歌の用例数。詳しくは文献⑯～⑲）。

【表VI】

仮定	愚管抄	宇治拾遺	十訓抄	著聞集	沙石集	保元
仮定	六	九	七	一	三	三
(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)	(二)
総数	二八	五九	三三一	二五	二一	一四
割合	二一・四	一五・三	二一・九	四	一四・三	二一・四

著聞集のように使用頻度の低いものも見られるが、愚管抄や十訓抄では二割を越えており、前代に比して、むしろ増加の傾向にあると言つてもよさうである（注⑤）。所謂《未確定事実叙述語連続》（文献②・一六五頁）が中世に入つて衰えを見せるというのは、主に願望表現の場合について言わることであつて、仮定条件句の場合には必ずしも当てはまるわけではない——そんなふうに考える可能性も、残されているように思われる。

二 否定述語（ダニの様相・其二）

第三に、否定述語で用いられるダニは、十三例が挙げられる。一般に否

定述語とともに用いられる場合、ダニは、それをしも斥けるべきものとしての小さな要素を掲げるのに用いられる。最終的には、それと否定とが組み合わさることによつて、「皆無性」の表現が形作られる。（相対的軽少性）の意義が、そのようにはたらくのだと言えよう。以下では、ダニの接する語句がどのような意味で軽少要因性を帯びるかに留意しつつ、用例を見てゆく。

まず、次ののような例では、数字で表わされもするような分量性の面から、その軽少要因性を理解することができる。

① (三〇二) 〈史・一九二〉《コレ「ニ代將軍・頼家が修善寺に幽閉されたこと」ヨリ先ニ正治元年「ニ一九九」ノコロ、一ノ郎等ト思ビタリシ梶原景時ガ、「景時の妻ガ」ヤガテ「頼家の」メノトニテ有ケルヲ、イタク我バカリト思ヒテ、次^ノノ郎等ヲアナヅリケレバニヤ、ソレニウタヘラレテ景時ヲウタントシケレバ、景時國ヲ出テ京ノ方ヘノボリケル道ニテウタレニケリ。子共一人ダモナク、鎌倉ノ本体ノ武士カヂハラ皆ウセニケリ。コレヲバ頼家ガフカク二人思ヒタリケルニ、ハタシテ今日カ、ル事出キニケリ。》(卷六)

② (三四二) 〈史・一四八〉《四歳ノ内「ニ六条天皇」ヲオロシマイラセテ、八歳ノ東宮「ニ高倉天皇」ヲ位にツケマイラセテケリ。コノ新院ヲバ六条院トゾ申ケル。コレハ十三ニテ御元服ダニモナクテウセ給ニケリ。》(卷五)

③ (三四九) 〈史・二二八〉《末代ザマノ君ノ、ヒトヘニ御心ニ任セテ世ヲ行ナハセ給テ事イデキナバ、百王マデヲダニマチツケズシテ、世ノミダレンズル也。》(卷七)

①は、景時一族が、子供一人残さず滅ぼされたことを述べている。梶原氏は将軍家にとつて最も有力な家来だったのだから、それを滅ぼしたことが結局は将軍家の弱体化をもたらしたといった文脈での叙述である。「一」が自然数の中でも最も小さな数であることは細かく説くに及ばない。ダニ

は、そうした要素を掲げることで、「残存者の皆無性」を表わすに至る。

所謂「弱数量叙述」（文献²³・九一頁）の用法である。

②は、高倉天皇の践祚に伴つて新院となつた六条院の短命であつたことを述べている。この当時の元服は、『天皇にあつてはだいたい十一歳から十五歳ぐらいまで、皇太子は十一歳から十七歳ぐらいまでの間に行なわれる』のが通常であったとされる（文献²²・一二七頁。歴代天皇の元服年齢や場所・加冠者等の一覧表も見える）。こうした年齢は、生涯全体の流れの中ではごく初めの部分に位置する。この点に、軽少要因性が備わると言えよう。ダニもまた、この点を明示しつつ否定と組み合わさることで、「長命なあり方の皆無性」を表わすわけである。

③は、恣意的な統治が政権を揺るがすという危惧を述べている。平安末期には、神武天皇から百代で天皇家の支配は絶えると考えられていた（三四三頁・頭注三四）。執筆当時は順徳天皇の御代だから第八十四代であり、『百王ヲカズフルニイマ十六代ハノコレリ』（三四二二頁）といつた状況であつた。ここで「百王」は、こうした事情によつて、残り僅かなありようを表わす。ダニもまた、そのような要素を掲げることで、皇統継続をめぐる「堅固さの皆無性」を表わすに至ると言えよう。

次に、左のような例では、存在意識の稀薄さという面から、その軽少要因性を認めることができる。

④（三四〇）『史・一二二』『世ノスエザマ、當時ノ世間ニハサルイマシメ〔＝嫉妬・独善・貪欲を押さえること〕ノアルカトダニモ思ハデ、ワザトコレヲメデタキ事ニ思テ、スコシモタマシイアラント思ヒタル人ハ、物ネタミト白是非他ト追従マイナイトニテ』（卷七）

⑤（二八〇）『史・一七六』『大雨ニテアリケルニ、武士等ハレハ雨ニスル、トダニ思ハヌケシキニテ、ヒシトシテ居カタマリタリケルコソ、中／＼物ミシレラン人ノタメニハヲドロカシキ程ノ事ナリケレ。』（卷六）

④は、世人のモラルの低下について述べている。これに先立つ部分では、聖徳太子の十七条憲法を引きつつ、嫉妬（第十四条）・独善（第十条）・貪欲（第五条）を戒めている。世間の人は、このような戒めがあるとうことさえ考えず、嫉妬を懷き、自ら高しとし、物欲に訴えるというのである。こうした戒めがあると意識することは、その戒めに照らしてどのように振る舞うべきかといった省察や、それにもとづく行ないにとつて、僅かに初めの一歩を占めるに過ぎない。ダニは、そのような要素を提示することで、「倫理的意識の皆無性」を表わすのにはたらくと言えよう。

⑤は、興福寺の供養のために上京した頼朝に付き従う武士達が、大雨など気にも留めなかつた様子を述べている。大雨に打たれての反応として、雨よけになりそうなものをかざすとか、厭わしいそぶりをするとかの事柄が考えられるが、こうしたこととに較べて、濡れていることの自覚は、反応として最も軽微である。ダニもまた、こうしたあり方を示すことで、大雨による「影響の皆無性」を表わすわけである。

また、次のような例では、「返事」という語のあり方から、その軽少要因性を見て取ることができよう。

⑥（二二三）『史・一二六』『カクモ返事ハアリケルハ。ナドワガ云ニハ返事ダニナキ』トテ、イヨ／＼フカク思ツ、』（卷四）

⑦（二五五）『史・一五七』『[山科にいた頼盛は]カク〔＝平家が都落ちする〕ト聞テ先（まづ）子ノ兵衛佐為盛ヲ使ニシテ〔宗盛の逃げていった〕鳥羽ニヲヒツキテ、「イカニ」ト云ケレバ、「宗盛は」返事ヲダニモエセズ、心モウセテミニエケレバ、ハセカヘリテ〔頼盛に〕ソノ由云ケレバ。』（卷五）

⑧（二五五）『史・一五七』『資盛ハ申イル、者モナクテ、御返事ヲダニ聞カザリケレバ、又落テアイグシテケリ。』（卷五）

⑨は、次男の頼長に撰錄内覧の地位を譲つて欲しいむね長男の忠通に打診していた忠実が、鳥羽帝の仲介でやつと返事をもらった時の思いを述べ

ている。「返事」が届くことは、そこからこそ当面の問題を処置するための、第一歩の段階にある。『カナヘカナハズハ、ツギノコトニテ、存候ハンヤウ、カヘリゴトノキ、タク候』(二二二頁)という忠実の言葉も、這般の事情を裏書きする。ダニは、そうした意味での軽少性を明示しつつ否定と組み合わさることで、「意思疎通の皆無性」を表わすのに働くと言えよう。

(7)は、平家都落ちのときの、宗盛と頼盛とにについて述べている。宗盛は鳥羽から船で四国へ逃げようとした。それを聞いた頼盛が、子息の為盛を遣つて事情を尋ねたが、宗盛は動顛しきつて、返事さえままならなかつたというのである。「返事」は、格別の身体的動作を伴うものではなく、言葉によつて何らかの反応を示せば事足りる。ダニもまた、そのような語を掲げることで、「気力の皆無性」を表わすに至るわけである。

(8)は、平家都落ちの際の、資盛にまつわる記事である。彼は頼盛とともに比叡山に御幸中の後白河院に向こうとした。資盛は日頃後白河院に可愛がられていたので、それを当てにしていたが、取り次ぐ人がいくつて、返事さえ聞けなかつたというのである(頼盛のほうは「八条院〔鳥羽帝皇后〕の辺りに居なさい」との返事をもらつてゐる)。この場合の返事は、今後の身の振り方をどうするかといった方策の思案がそれを俟つてこそ始まるものであり、その意味で端緒としての軽少性を帶びる。ダニもまた、このあり方を明示することで、院との「つながりの皆無性」を表わすのに与ると言えよう。

さらに、次に掲げるような例についても、それぞれに、その軽少要因性を了解することができる。

(9) (二一八) 『史・一二九』《鳥羽ドノニ安樂寿院トテ御終焉ノ御堂御所シオカセ給タリケルニテウセサセ給ニケリ。ソノ時新院〔ニ崇徳〕マイラセ給タリケレドモ、内ヘ入レマイラスル人ダニモナカリケレバ、ハラダチテ》(卷四)

(10) (二五三) 『史・一五五』《平家軍は駿河ノ浮島原ニテ合戦ニダニ及バデ、東国ノ武士グシタリケルモ、皆落テ敵ノ方ヘユキニケレバ、カヘリノボリケルハ逃マドヒタル姿ニテ京ヘ入ニケリ。》(卷五)

(11) (三〇八) 『史・一九七』《コノ間ニ院ノ北面ニ忠綱トテ、メシツカイテ誠ニサセルコトナキ者ノ真名ヲダニシラヌヲ、人従者ニテ諸家ノ前駐ガ党也ケリ。》(卷六)

(12) (三二〇) 『史・二〇六』《コノ外ニモ官曹事類トカヤ云文モアムナレドモ、持タル人モナキトカヤ。蓮華王院ノ宝藏ニハヲカレタルトキコユレド、取出シテミムト云事ダニモナシ。》(卷七)

(13) (一二七) 『史・六一』《サスガニ此国ニ生レテ、是程ダニ國ノ風俗ノナレルヤウ世ノウツリ行ヲモムキヲ、ワキマヘシラデハ又アルベキ事ニモアラズト、思ハカラヒ侍ヅカシ。》(卷二)

(9)は、鳥羽院崩御のおり、終焉用の御所を崇徳上皇が訪れたときの記事である。せっかくお訪ねしたのに、案内してくれる人さえいなかつたといふのである。鳥羽帝にお逢いするということにとつて、案内の人に顔をあわせるのは、そのごく準備的な段階に過ぎない。この点に、軽少要因性を見えて取ることができよう。ダニもまた、この点を明示しつつ否定と組み合わせることで、鳥羽帝との「関わりあいの皆無性」を表わすに至ると言えよう。

(10)は、「富士川の合戦」で平家方が、いくさにも及ばずに逃げ落ちたことを述べている。平家物語によると、いざ源氏方が合戦をしかけてみても『敵の陣には蟻だにもかけり候はず』(新大系・上、三一〇頁)といつたあたりまだつたし、街道筋の遊女たちからは『矢一つだにも射ずして、にげのぼり給ふうたてしまよ。いくさには見にげといふ事をだに心憂き事にこそするに、これは聞きにげし給ひたり』(同)といつた嗤笑を買つたとされる。そもそも東国軍追討のために出かけたのだから、とにかく一戦を交えた後に、その後の出方や処置の仕方も決まってくるはずであつて、そ

うした意味で、「合戦」は軽少要因性を帯びる。ダニもまた、そのような語句を掲げることで、「目的遂行意欲の皆無性」を表わすに至ると言えよう。

(1)は、忠綱という、後鳥羽院にお仕えしている人物について述べている。まったく取るに足らぬ人で、漢字さう知らないというのである。慈円のように、天台座主を勤めるほどの学識を積んだ人にとって、漢字の知識は、内典・外典を博く読み学ぶための、ごく初步的な知識に過ぎない。ダニもまた、そうした意味で軽少な要素を掲げる」とて、「教養の皆無性」を表わすのに働くと言えよう。

(2)は、日本書紀以下、日本史の先行文献を紹介するくだりである。六国史や格式などのほかに、『官曹事類』という書物もあるが、誰も見ようとしないことを述べている。取り出して見るということは、それを読んで、そこから歴史についての「智解」(三一九頁)を得ることにとつて、まず手始めの一歩に過ぎない。この点に軽少要因性が備わると言えよう。ダニもまた、そうしたあり方を明示しつつ否定と組み合わさることで、「関心の皆無性」を表わすに至るわけである。

(3)は、オノマトペに代表される俗語的な言い回しを取つたことをめぐる証明の述べられた部分の一節である。この国に生まれあわせたのであれば、せめてここに書いた程度の事柄だけでも知つてるのでなければ、どうにも仕方がないだろうと言つてはいる。歴史にまつわる知識として、自身の書き記した事柄を、相対的に本格度の劣る要素として掲げるのにダニが用いられている。それと否定とが組み合わさることで、「歴史知識の皆無性」が表わされるのだと言えよう(注⑥)。

三 ダニの様相(其三・類推表現)

第四に、類推表現に用いられたダニは、八例見える。一般に類推表現で

用いられる場合、ダニは、その接する語句が、想定される大きな要因に較べて相対的に小さな要因しか帶びないことを示す。それによって、類推の基盤となる事柄(以下「基盤事態」)が形成される。より大きな要因の場合は、「それにも増して」或る事柄の成り立つことが、それに基づいて類推される(以下「類推事態」)。〈相対的軽少性〉の意義が、そのように働くのだと言えよう。

このような類推表現は、これを基盤事態や類推事態の示され方の面から見るならば、次の三つの小類に分かつことができる。

基盤事態	類推事態	昂進性
a..典型的類推構文	○	二例
b..準典型的類推構文	○	二例
c..暗示的類推構文	○	四例
		〔計 八例〕

即ち、aでは、基盤事態と類推事態とが共に示され、かつそこで昂進性自体も「まして」のような語によって明示され、bでも、基盤・類推の二つの事態は示されるが、昂進性の明示は行なわれず、cでは、基盤事態だけが示されて類推義は暗示されるに留まるか、或はそれを踏まえての引伸事態ないしは背反事態が述べられる。およそそういった区分を設けることができよう。以下、この順に用例を見てゆく。

まず、a「典型的類推構文」に属するものとしては、次の二例が挙げられる。

①(一二七)《史・六一》《カキオトス事申タキ事ノ多サハ、是ヲカク人ノ心ニダニ残ル事ハ多ク、アラワス事ハ少クコソ侍レバ、マシテスコシモダニノシキ才人ノ目ニサコソハミルベケレド、サノミカキ侍ラバ、ヲホカタノ文ノオモテヨダケク多ク成テ、ミル人モアルマジ。》(卷

②(一五九)《史・八六》《サレバ延喜ノ御時〔醍醐帝在位〕八九七ノ九

三〇)、時平ウセ給テノチ「九〇九」ト、天暦ノ御時「村上帝在位

＝九四六九六七。九四九に閔白忠平歿」ニハ内覽臣ダニナシ。マシ

テ攝政閔白ト云ツカサモナサレズ、唯藤氏長者、一ノカミ〔左大臣〕

ニテ、延喜ノ御時ハ貞信公〔忠平〕、後ニコソ朱雀院八ニテ御位ナ

レバ攝政ニナラセ給ヘ「朱雀帝在位＝九三〇九四六。攝政太政大臣

＝忠平」。村上ニハハジメハ貞信公閔白如元トテ有リケレド、ウセサ

セ給テ後ハ、左大臣ニテ小野宮殿〔実頼〕コソハタゞ一ノ上ニテ事
ヲコナヒテ、冷泉院御時、直(ただちに)閔白ノ詔有リケリ。」(卷三)

①は、歴史を書き尽くせなかつたことをめぐる感懷を吐露している。書いた當人でさえ不十分に思つてゐるのだから、まして然るべき学才の持ち主には、満ち足りぬことだらけに違ひないとの趣意であろう。「不足」を感じる要因を相対的に少なくしか備えないと想はれてゐる。それによつて、類推の基盤となる事柄が形成されるのだと言えよう。(注⑦)。

②は、昔は、攝政閔白はおろか、内覽の臣さえ無い時代のあつたことを述べてゐる。「内覽の臣」は攝政閔白に準ずる職であり、高位の要職とはいへ、本格度において一歩を譲る面のあることは否めない。ダニもまた、この点を明示するにはたらくと言えよう。当該文に視野を限れば、ダニは「補佐的な特別職の皆無性」を表わすのに与るが、後続部は「マシテ」を伴なつてさらに展開しており、この点を重く見れば、類推の基盤となる事柄を形成するのに働くと言えよう。〈相対的輕少性〉の意義が、そのように發揮されるわけである。

次に、b 「準典型的類推構文」を形作るものとしては、次の二例を挙げることができる。

① (三五五) 〔史・一二三〕 《當時ハ山バカリニダニ、一ノ人ノ子一度ニ

ナラビイデキテ十人ニモアマリヌラン。寺・奈良・仁和寺・醍醐と四五十人ニモヤアマリヌラン。》(卷七)

② (一六六) 〔史・九一〕 《昔モ今モ心キ、テハカリゴトアル人ハ、我ト

ダニコソ不可思議ノ事ヲモ思ヨリツ、シイダスコトナレ。コレハ君ノ

サホドニオボシメス御氣色ナレバ、タガヒニワカキ心ニ、又青道心ト

テ、ソノ比ヨリコノ比マデモ、人ノ心バヘハ只オナジコトニヤ。》(卷

三)

①は、攝政家の人が座主になる人の急増したことを述べてゐる。今では比叡山だけでも十人を超えており、三井寺・興福寺・仁和寺・醍醐寺などを合わせると、尤に四五十人を超えるだろうというのである。ダニは、人數を数えるに際して、より小さな集団を掲げるのに用いられている。それによって、他の集団にまで目を広げれば、さらに大人數になることが述べられる。そうした意味で、準典型的類推構文が形作られていると言えよう。

②は、花山天皇の出家を唆した道兼の心意について述べてゐる。才覚に富む人は、自分一人の考え方からだけでも、思いもよらぬ策略を打ち出すものだと言つてゐる。後続部は、筆の運びがやや逸脱しているらしく解しにくいか、まして花山天皇が平素から出家の志を洩らしていたとなれば、出家の誘いをもちかけるのも尤もなことだといった趣意かと思われる。ダニは、策略の举に出る要因を相対的に少なくしか備えない場合を掲げるのに用いられている。この点に、〈相対的輕少性〉の意義の發揮されるありさまが見て取られよう。

さらに、c 「暗示的類推構文」を形作るのは、次の四例である。

① (一六七) 〔史・九一〕 《〔前略〕妙法ニスギタル教門候ハズ。不輕ノ

縁ダニモツキニハ得道シテコソ候ヘ。菩薩戒コソセンニテハ候ヘ。ヤ

ブレドモナヲタモツニナリ候ゾカシ。サレバコソ、受法ハアレド捨法ハナシトハ申候ヘバ、タゞマコトシクオボシメシタチ候ハゞ、トク(トゲサセ給ヘ)》(卷三)

② (三二一) 〔史・一二〇六〕 《コレダニモ言葉コソ仮名ナル上ニ、ムゲニ可笑シク耳近ク侍レドモ、猶心ハ上ニ深ク籠リタルコト侍ランカシ。

(中略) モシ万ガニコレニ心ヅキテコレコソ無下ナレ、本文少々見バヤナド思フ人モイデコバ、イトド本意ニ侍ラン。サアラン人ハコノ申シタテタル内外典ノ書籍アレバ、必ズソレヲ御覽ズベシ。」(卷七)

③(二〇四) 《史・一一九》「タゞ外舅ニナリタルバカリニテ、マサシキ摂籠ノ子ムマゴニダニヘヌ人コソヲオホカレ。イカニ公実モサホドニハ思ヒヨリケルニカ、又君「ニ白河帝。母が公実の叔母であり、公実から摂籠の願望を聞いていた」モオボシメシワヅラフベキ程ノコトカハニテ、(後略)》(卷四)

④(三五四) 《史・一二三一》「コノ世ノ末ニ、アザヤカニアナ浅マシト見エテ、カカレバナリニケリトオボユルシルシニハ、摂籠ヘタル人ノ四五人ノナラビテツヅラトシテ侍ゾヤ。コレハ前官ニテ一人アルダニモ猶アリガタキ職ドモヲ、小童ベノウタヒテマフコトバニモ、九条殿ノ摂政ノ時ハ、「入道殿下(基房)、小殿下(師家)、近衛殿下(基通)、当殿下(兼実)」ト云テマイケリ。」(卷七)

①は、嚴久僧都が花山天皇に対し出家するように口説いたであろう言葉を、長々と想像しながら記した一節である。不輕菩薩が比丘や比丘尼などを拝んだという縁によってだけでも得道したこと述べている(この挿話は『法華經』「常不輕菩薩品・第二十」に見える。岩波文庫で、下冊・一二三頁以下)。ダニは、得道をもたらす要因を相対的に少なくしか備えない要素を掲げるのに用いられている。類推義は、「まして道心が兆したなら、間違いなく得道できます」といったふうになるが、実際には、さらにそれを踏まえて「即刻出家をなさいませ」といったふうに続いてゆく。この点に意を留めるならば、暗示的類推構文が形作られていて受け止めることも許されよう。

②は、俗語で歴史を書き記すことについての釈明を述べた一節である。慈円は自分の文章を「カヤウノ戯言」(三二〇頁)と呼んでいるが、このようなものであっても、なお、深長な意味を潜め得ているだろうと言つて

いる。ダニは、眞実を藏するということをめぐつて、より小さな要素を掲げるのに用いられている。類推義は、まして正統的な歴史書にはより多くの眞実が籠もるはずだということになるが、行文全体の趣意は、さらにそれを踏まえて、この書物を読んで歴史の眞実に心付いた人は、ぜひ漢文で記されたそれらの書物を読んで欲しいと述べている。ダニは、そうした意味で、暗示的類推構文の形成に与るわけである。

③は、鳥羽天皇が即位したとき、藤原公実が、妹の茨子(堀河帝后)が鳥羽帝の母だったので外舅となり、そのため摂政の地位を欲しがつたことについて論評した言葉である(当時、摂政は忠実であつた)。「マサシキ」以下の当該句を但し書きふうの挿入句と解して先行させると、「摂籠の臣の子供や孫であつても摂政の位に就けなかつた人は多いのに、(師輔から五代の子孫に過ぎず)ただ外舅になつたというだけのことで、どうして公実は摂政の地位など望んだのだろう、また白河帝も、お悩みになるほどのことではないのに」といつたふうにならうかと思われる。ダニは、「摂関の位に就けない」ということをめぐつて、その素地をより少なくしか備えない要素を示すのに用いられている。まして公実の場合は云々といった類推義が読み取られるが、実際の行文では、それに背反する事態と、それに対する不審の思いなどが述べられている。こうした意味で、暗示的類推構文が形作られていると言えよう。

④は、高位高官の人の多いことを世の衰えたしるしとする叙述の一節である(先の④・①の例も、同一線上にある)。昔は元摂政の人が一人居るだけでも珍らしかつたのに、いまではざらに見かけるというのである。ダニは、「珍しさ」を惹き起す要因をより少なくしか備えない要素を掲げる。そこから類推されるのは、まして四五人も居並ぶことなどあり得ないといった事柄であるが、実際には、それと背反する状況が現に生じていることが述べられる。ここでもダニは、暗示的類推構文を形作るのに与ると言えよう。

こうして、類推表現におけるダニにあつては、三つの小類を通して、類推基盤事態の形成に与るさまが見て取れよう。〈相対的軽少性〉の意義においてそれがなされるわけである。

以上の検討から、「愚管抄」におけるダニは、それぞれの用法において〈相対的軽少性〉の意義の保たれていることが認められるであろう。そうした中につけて、サヘはどのような様相を呈することになるのか。次に、この方面へと観察の歩を向けなければならない。

四 サへの様相

「愚管抄」にサヘは六例現われる。周知のように、古典語のサヘは添加を表わすと言われるが、その添加のありようは、サへの接する語句が、想定される本体的な要素に対し周縁的な位置を占めつつ、本体的な要素に見られるあり方を波及的に共有してゆくといった点に求めることができよう。こうした意味で、この語の基本的意義を〈周縁波及性〉と呼ぶことも許されるであろう。このあり方は、次のような例においても、概ね認められるのではないかと思われる。

- ① (二二六) 《史・一二五》《ヒシト功程ヲカンガヘテ、諸国ニスクナクアテ、〔内裏は〕誠ニメデタクナリニケリ。其後内宴行ヒテ妓女ノ舞ナドシテ、コハイカニトオボユル程ニ沙汰シケリ。サテ大内ツネノ御所ニテアリケレバ、御懲法ナドサヘアシカルベキ事ニモ候ハズトテ、行ハセマイラセ NANDOシテアリケルホドニ》(卷五)
- ② (二七八) 《史・一七四》《大方コノ法皇ハ男ニテヲハシマシ、時モ、袈裟タテマツリテ護摩ナドサヘヲコナハセ給テ、御出家ノ後ハイヨク御行ニテノミアリケリ。》(卷六)
- ③ (二九四) 《史・一八六》《ソレラ「リ淨土宗を信奉する尼たち」ガア

マリサヘ云ハヤリテ、「コノ行者ニ成ヌレバ、女犯ヲコノムモ魚鳥ヲ食モ、阿弥陀仏ハスコシモトガメ玉ハズ。一向専修ニイリテ念仏バカリヲ信ジツレバ、一定最後ニムカヘ玉フゾ」ト云テ、京田舎サナガラコノヤウニナリケル程ニ。》(卷六)

④ (二九四) 《史・一八六》《院ノ小御所ノ女房、仁和寺ノ御ムロノ御母マジリニコレヲ信ジテ、ミソカニ安樂ナド云物ヨビヨセテ、コノヤウトカセテキカントシケレバ、又グシテ行向ドウレイタチ出キナンドシテ、夜ルサヘトメナドスル事出キタリケリ。トカク云バカリナクテ、終ニ安樂・住蓮頸キラレニケリ「建永の法難」(一一〇七年)。》(卷六)

六

- ⑤ (三一二) 《史・一九九》《〔実朝は〕夜ニ入テ奉幣終テ、宝前ノ石橋ヲクダリテ、扈從ノ公卿列立シタル前ヲ揖シテ、下襲尻引テ笏モチテユキケルヲ、法師ノケウサウ・トキント云物シタル〔公曉〕、馳力、リテ下ガサネノ尻ノ上ニノボリテ、カシラヲノカタナニハ切テ、タフレケレバ、頸ヲウチヲトシテ取テケリ。ライザマニ三四人ヲナジヤウナル者ノ出キテ、供ノ者ヲイチラシテ、コノ仲章ガ前駆シテ火フリテアリケルヲ義時ゾト思テ、同ジク切フセテコロシテウセヌ。義時ハ太刀ヲ持テカタハラニ有ケルヲサヘ、中門ニトマレトテ留メテケリ。大方用心セズサ云バカリナシ。皆蝶ノ子ヲ散スガゴトクニ、公卿モ何モニゲニケリ。》(卷六)
- ⑥ (一四三) 《史・七三》《イカニモ——天武ノ御心バヘハ、スグレタル人ニオハシマシケリ。〔自分を〕無益トオボシメス方ハ、宇治ノ太子ノゴトシ。ナヲソレヲサエモチキヌ人ニアワセ給時ハ、我國ウセナンズトツヨクオボシメシテ、ウチカタセタマウ方ハ又唐ノ太宗ニコトナラズオハシマシケレバニヤ、天智天王モ我御子ノ大友皇子ヲサシヲキテ、世ノヌシニハトオボシメシケリ。》(卷三)

なしどげたことを述べている。内宴とは、正月に天皇が仁寿殿で行なう節会のことであるが、そうした年中行事を執り行なつたばかりでなく、法華経を誦読する法会（懺法）まで開催したことを見ても、本来宮中で行なわれるべき行事から、必ずしもそうではないものへと、催しが広がつてゆく。この点に、〈周縁波及性〉の意義の發揮されるありさまが見て取られよう。

②は、後白河法皇が仏道に熱心だったことを述べている。出家する前から袈裟を着て護摩などまで行なつていたものだから、出家後は、いよいよ修業に打ち込んだというのである。在俗の人間であつても、袈裟の着用なら着替えるだけで済むが、護摩壇を設けてお祈りを捧げるともなれば、装備からして大掛かりであつて、そう安々と取り掛かれるものではない。この点に、周縁波及的な添加のありようが窺われると言えよう。

③は、法然の教えに帰依する尼たちが、教え以上のことを言いふらしたことを見ても、念仏さえ唱えていれば、女犯も肉食も一向に構わないといった浮説を唱えたというのである。サヘは、本来の教えに余る部分を提示するものであり（注⑧）、この点に「本体—周縁」的な添加のありようを見て取ることができよう。

④は、法然の教えを院の女房が熱心に信奉したありさまを述べている。

安樂房というお坊さんを呼び寄せて、夜にまでも帰さずに留めるといった事態が生ずるに至つたのである。教えを聞くのは昼間が本来であることを考えれば、夜という時点の周縁的なありようは明らかであろう。サヘもまた、このあり方に即して自身の意義を發揮するわけである。

⑤は、実朝暗殺の場面である。あとの部分に『〔参列の公卿たちは〕ミナ散々ニチリテ、鳥居ノ外ナル数万武士コレヲシラズ』（三一二頁）とあるので、鳥居の中に武士たちを入れなかつたことがわかる。それに加えて、わざわざ刀を携えて供奉していた義時まで、中門のところに留まらせたというのである。大勢の武士を中に入れないとるのは、あまりに物々しく

なるのを避けるという点で尤もなことだとも言えようが、警護のために扈從していた者まで遠ざけるのは、わざわざそんでもよいような事柄であろう。この点に「本体—周縁」的なありようが備わると言えよう。

最後に⑥は、壬申の乱において大海人皇子（天智弟、後の天武）が、一旦は吉野に出家して大友の皇子（天智皇子）に皇位を譲ろうとしたが、殺されそうになつたため、結局は大友の皇子を滅ぼしたという経緯について論評している。かつて「宇治の太子」は、応神天皇在位のときから東宮になつて、兄（仁徳）に位を譲つて、自身は死の道を選んだ。大海人皇子は、それと同じ心の持ち主であつたが、大友皇子は、仁徳帝のようにはそれを受け容れなかつたため、滅ぼしたというのである。ここでのサヘは、極端性を表わして後代のサヘに似るようにも見えるが、〈周縁波及性〉の意義で解することも、まったくできないわけではなかろう。皇位の繼承をめぐつて対立抗争が生じているのなら、互いにせめぎ合うのも已むを得ないが、はじめから譲る姿勢を見せていくような場合にまで、誠意が通ぜずには争いが生ずる。この点に「本体—周縁」的なありようを認めることもできようかと思われる。

以上の検討から、この文献におけるサヘは、概ね、前代以来の基本的意義を保つていると認めてよいであろう。

む す び

以上、「愚管抄」からダニとサへとの用例を取り上げて、そのふるまい方を見てきた。それによつて、おおよそ次のような事柄が明らかになつたと言えよう。

第一に、願望表現で用いられるものが一例見られた。文献②では、鎌倉期になつて願望表現が衰えるということの根拠の一つとして『愚管抄』が挙げられているが、この用法がまったく衰え切つたわけではないと考える

余地も残されていると言えるであろう。

第二に、仮定条件句で用いられるものは六例が見られた。この用法についても、その用例数の少なさが指摘されているが、平安期にあってもそれほど活発ではなかったことを考えれば、この現象を、鎌倉期に入つてからの変化と捉えることについては、なお慎重を期すべきではないかと思われる。

第三に、否定述語での用法が十三例、類推表現での用法が八例見られた。

これらを併せると、全用例の四分の三を占めることになる。この点に鑑みれば、「既定事実叙述語連続」が普通の用法になるという加納氏の指摘（文獻②、一六五頁）は、基本的に認められてよいであろう。

第四に、サヘについては、⑥のような例もあるものの、大きく見れば、〈周縁波及性〉の意義が保たれていると見てよいかと思われる。

鎌倉時代に入つて、ダニの、願望表現や仮定条件句での用法が減り、否

定述語や類推表現での用法が増えるということは、大きな流れとして基本的に肯定されてよいと考えられるが、前者については、なお細かな検討も必要であろう。本稿では、そうした問題のあることをも見据えつつ、この文献での二つの助詞について、観察を進めてきたのであった。

〔付記〕『愚管抄』の本文は、次の文献に依つた。

・（旧）日本古典文学大系『愚管抄』（岡見正雄／赤松俊秀・校注　一

九六七　岩波書店　底本は島原本）

また、次の文献によつて文明本を参照した。

・新訂増補新装版『国史大系（第十九巻）』（二〇〇七　吉川弘文館）

用例を掲げるに際しては、次のような行き方を取つた。

・用例の頭に、旧大系の頁数と国史大系の頁数とを掲げた。

・用例の末尾に、卷数を示した。

・正漢字は通行の漢字に改めた。

・漢文的な表記に添えられた返り点は、これを省略した。

・引用者による注解を、適宜「　」に括つて挿入した。

・読み仮名を（　）に括つて挿入した場合がある。

本文の解釈には、次の書物も参考した。

・大隅和雄（一九七一）「日本の名著　9『慈円・北畠親房』」（中央公論社）〔『愚管抄　全現代語訳』（一〇一二　講談社学術文庫）として再刊。引照は後者による〕

注

（注①）加納氏の調査と本稿との用例数を示すと、次のようになる。

田中	ダニ	サヘ	依拠資料
加納氏	二八例	四例	国史大系
二八例	六例	旧・日本古典文学大系	

（注②）慈円の『拾玉集』には次のような歌も見える（新編大觀・III）。詠歌を通じて、願望表現での用法に馴染んでいたといった事情も考えられよう。

- ・（一六〇）いかにせむ思ひ出でよといひおきてたちはなるべき人だにもがな（卷一・百首述懐）
- ・（一六八）さぞいはばまことにさぞとあどうちてなやうやといふ人だにもがな（卷一・百首述懐）
- ・（四六七）これをだに君がなさけと思ひなさむあらまし「ともたれがゆかりぞ（卷一・日吉百首・恋）
- ・（二〇六二）世をなげく心のうちをひきあけて見せたらばと思ふ人だにもがな（卷二・法楽日吉社）
- ・（二〇六三）うれしかなしづわが思ふことをたれにいひてさはさりとだに人にしられん（同）
- ・（二二二四）夏のよのよのまをだにもなぐさめよをばすて山の山のはの月（卷二・詠百首倭歌・月）
- ・（二八〇六）夢にだに過ぎにしかたへかへらばや恋しきとこに衣かへして（卷三・難波百首）

・（三八八六）なき跡にあらましかばのこころをもうつすばかりの人だ
にもがな（卷四・詠暮春和歌）

・（四四四二）かたるべき人だにもがなくらき雨の窓つつこそにさむる
よの夢（卷四・雨中述懐）

（注③）梵舞本の沙石集にも、願望用法でのダニの例が一例見える（文献⑯）。

（注④）慈円は、「日本国觀音利生說」とも言うべき考え方を持つていた。それによると、聖德太子も鎌足も道真も良源もみな觀音様の化身であり、たとえば道真は、菅原氏までもが撰録の臣になるのは日本という小国にとっては良くないため、わざと時平の讒言に騙されることによってそれを止めるとともに藤原氏をも守つたのだ（一五五〇六頁）、といったふうである。

（注⑤）今昔物語集を暫定的に調べたところでは、仮定条件句でのダニは全百二十七例中二十八例であり（率にして二十二%）、活勢が認められる。因みに、覚一本平家物語では、九十四例中十例（一〇・六%）であるむね報告されている（文献①・二六九頁）。

（注⑥）卷一・二の両巻は「皇帝年代記」に宛てられているが、その末尾に、承久の乱以後のこと記した補記がある。卷二のダニは、いずれもこの部分に現われる。

（注⑦）注⑥参照。

（注⑧）この部分の解釈については、講談社の訳文に『教え以上のこと』をいいふらし》（二二二九頁）とあるのも参考となろう。

参考文献

- ①江口正弘（一九九二）「天草版平家物語の「だに」「さへ」について」『熊本女子大学学術紀要』四四号（同氏（一九九四）『天草版平家物語の語彙と語法』（笠間書院）に第七章として収録。引照は後者による）
- ②加納協三郎（一九三八）「院政鎌倉期に於けるダニ・スラ・サヘ」『国語と国文学』一五巻一〇号
- ③此島正年（一九六六）『国語助詞の研究—助詞史の素描—』（桜楓社）
- ④鈴木ひとみ（二〇〇五）「副助詞サエ（サヘ）の用法とその変遷—ダニとの関連において—」『日本語学論集』一号（東京大学）
- ⑤多賀宗隼（一九八〇）『慈円の研究』（吉川弘文館）
- ⑥田中敏生（二〇一四）『万葉集』の副助詞ダニ—上代における〈相対的軽少性〉の意義の確認—（人文）四二号
- ⑦田中敏生（二〇一二）『古今和歌集』の副助詞ダニ—〈相対的軽少性〉の意義をめぐって—『四国大学紀要』（人文）三八号
- ⑧田中敏生（二〇一五）『後撰和歌集』の副助詞ダニ—平安朝和歌における〈相対的軽少性〉の意義の確認—『言語文化』一三号（四国大学）
- ⑨田中敏生（二〇一六）『拾遺和歌集』の副助詞ダニ—平安朝和歌における〈相対的軽少性〉の意義の確認（其二）—『四国大学紀要』（人文）四六号
- ⑩田中敏生（二〇一六）『後拾遺和歌集』の副助詞ダニ—平安朝和歌における〈相対的軽少性〉の意義の確認（其三）—『四国大学紀要』（人文）四七号
- ⑪田中敏生（二〇〇七）『蜻蛉口記』における副助詞ダニの諸用法とその連関—〈相対的軽少性〉の意義に基づく統一的理解の試み—『四国大学紀要』（人文）二八号
- ⑫田中敏生（二〇〇八）『枕草子』の副助詞ダニ—中古における〈相対的軽少性〉の意義の一確認—『四国大学紀要』（人文）二〇号
- ⑬田中敏生（二〇〇八）『大鏡』の副助詞ダニ—平安時代における〈相対的軽少性〉の意義の一確認—『言語文化』六号（四国大学）
- ⑭田中敏生（二〇一五）『今鏡』の副助詞ダニ—平安末期和文における〈相対的軽少性〉の意義の一確認—『四国大学紀要』（人文）四五号
- ⑮田中敏生（二〇一七）『宇治拾遺物語』の副助詞ダニとサヘ—中世説話集における〈相対的軽少性〉〈周縁波及性〉の意義の一確認—『四国大学紀要』（人文）四九号
- ⑯田中敏生（二〇一七）『十訓抄』の副助詞ダニとサヘ—中世説話集における〈相対的軽少性〉〈周縁波及性〉の意義の一確認（其二）—『四国大学紀要』（人文）四九号
- ⑰田中敏生（二〇一八）『古今著聞集』の副助詞ダニとサヘ—中世説話集における〈相対的軽少性〉〈周縁波及性〉の意義の一確認（其二）—『四国大学紀要』（人文）四九号

ける〈相対的軽少性〉〈周縁波及性〉の意義の一確認（其二）——『四国大学紀要』（人文）五〇号

⑯田中敏生（二〇一九）「半井本『保元物語』の副助詞ダニ（附・サヘ）——中世軍記物語における〈相対的軽少性〉の意義の一確認——」『四国大学紀要』（人文）五二号

⑰田中敏生（二〇一九）「米沢本『沙石集』の副助詞ダニ・サヘ・スラー——中世説話集における〈相対的軽少性〉〈周縁波及性〉〈把同的極限性〉の意義の一確認——」『四国大学紀要』（人文）五三号

⑲田中敏生（二〇一七）「『醒睡笑』の副助詞サヘ——基本義〈周縁退縮性〉指定の試み——」『四国大学紀要』（人文）四八号

⑳田中敏生（一九八四）「副助詞の変遷——その契機の解明を中心に——」『国語と教育』九号（長崎大学）

㉑中村義雄（一九六二）『王朝の風俗と文学』（培書房）

㉒中山小枝（一九九七）『否定対極表現』（多賀出版）

（田中敏生 四国大学文学部国語学研究室）